

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
告示 傳染病予防法に基づく地域の指定

告示

鳥取県告示第三百二十二号

傳染病予防法(明治三十年法律第三十六号)第十六条ノ
二第二項の規定に基づく同法施行令(昭和二十五年政令第
百二十号)第三条第四号の地域として次のように指定す
る。

昭和二十八年七月六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

一 指定地域

鳥取市

気高郡浜村町

岩美郡小田村

二 指定期間

自昭和二十八年七月六日

至昭和二十八年七月十二日